

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和7年1月28日（火）午後1時30分から午後2時43分

場所 森林水産会館 33号室

2 出席委員

竹野博和、東 秀一、角眞光彦、杉守智美、立野義弘、田子泰彦、中井隆行、堀井律子（欠席委員：なし）

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

田子泰彦、立野義弘

6 水産漁港課職員

地崎課長、南條副主幹、中島主任、野原技師

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課課長兼務）

8 付議事項（議題）

（1）内水面漁場管理委員会の概要について

前田事務局長から「内水面 釣り場のしおり」（富山県内水面漁業協同組合連合会作成）により、富山県内の漁業権河川の漁場、漁業権者、漁業調整規則による規制内容など、内水面漁業の基礎となる部分について説明があった。続いて、委員会の機能と権限などについて、資料1に基づき、位置付け、所掌事項及び権限、権能、構成、任期、会長及び会長代理の互選、委員報酬、具体的な仕事内容等について説明があった。

説明に対し、質問、意見等はなかった。

（2）「富山県漁業調整規則の一部改正について」（諮問）

県水産漁港課野原技師及び中島主任から資料2により、説明があった。

富山県漁業調整規則（以下、「調整規則」とする。）の改正を行う趣旨としては、「刑法等の一部を改正する法律」により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたことに伴い改正するものである。また、「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」により、衛星船位測定送信機の備え付け命令に係る条項に新たな規定が追加されることのほか、罰則規定に関する文言が一部改められた。これらにより、調整規則に定める関係条項を改める必要があることから、国が定める「都道府県漁業調整規則例」に基づき、調整規則の一部改正を行う。また、本県独自の改正として、内水面におけるあゆの採捕禁止期間を短縮する改正をあわせて行うものである。

調整規則第49条に規定される「衛星船位測定送信機の備え付け命令」について、新たに第2項を加える改正が行われる。「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、水産資源の持続的な利用の確保のため、備え付けを命じたVMS等の通信を妨害する行為等を行ってはならない旨を新たに規定する。なお、これまで本県で備え付けを命じた実績はない。こちらの条項に関しては海面漁業のみに係る改正であるため、本来は内水面漁場管理委員会へ諮問する法的必要性はないが、改正される調整規則の全体の情報共有のため、併せて説明するもの。

次に、「刑法等の一部を改正する法律」に基づく改正です。懲役及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設等されることから、調整規則における罰則規定を懲役から拘禁刑に改めるものである。なお、県の運用的な話となるが、県が所管する規則において、調整規則以外にも同様の改正を要する規則がいくつかあることに加え、罰則部分の改正には検察庁協議が必要なことから、県の総務課法規係がとりまとめて改正を行う予定である。

続いて、調整規則第56条及び第57条における文言の適正化です。これらは従来、違反行為者本人のみを罰則の対象とする規定であるが、違反者を雇用する法人も対象とできるような誤解が生じるおそれのある書き振りであったため、文言が修正されるものである。なお、違反行為者を雇用する法人に責任を追及する両罰規定については、既に調整規則第58条に規定されている。

最後に、アユ採捕禁止期間の改正、採捕禁止期間の終わりを6月15日から5月31日に前倒しすることについて、説明させていただく。アユ採捕禁止期間の改正は、内水漁連から要望があり、令和4年度から内水面漁協の皆様にご協力を頂きながら、県水産研究所が河川におけるアユ資源量の調査を進めていたところですが、令和6年度の調査で、資源量協議の目安となる3年分のデータ収集が完了したことから、調整規則の改正について、令和6年8月から水産庁と協議を続けているところである。改正の概要を、資料2の7ページの新旧対照表を見ながら説明させていただく。現行の調整規則では、禁止期間は、海面では12月1日から翌年6

月 15 日までで、神通川上流および高原川では 12 月 1 日から翌年 6 月 15 日まで、それ以外の内水面においては、10 月 1 日から同月 7 日まで、および 12 月 1 日から翌年 6 月 15 日までと定められている。改正案においては、新潟県との県境である境川を除いた内水面において、禁止期間の終わりを 6 月 15 日から 5 月 31 日に前倒ししている。なお、アユ親魚の保護を目的とした 10 月の禁止期間の設定は変更していない。

調整規則の改正においては、水産庁との事前協議をクリアする必要があり、アユ解禁前倒しにおいて、議論の肝となるのは、次の 3 点である。①アユ解禁前倒しによって、河川のアユ資源に悪影響が出ないか。②アユ解禁前倒しによって、漁業調整上の支障はないか。③なぜこのタイミングでアユ解禁前倒しを実施するのか、それぞれのポイントについて、水産庁に対しては、以下のように説明している。

本県のアユ資源は、海面から遡上する天然アユが主体であり、天然アユの遡上量は海面の環境条件、すなわち前年 10 月の富山湾の海水温、および前年 12 月から当年 1 月のカタクチイワシ漁獲量によって定まり、河川環境、すなわち河川流量や前年の河川から海面に降下した仔魚数とは関係が見られない。また、神通川の直近 10 年のアユ資源データを用い、解禁前倒しによって増加する遊漁漁獲を試算したところ、その増加量は河川全体の資源の 2% にも満たなかったことを踏まえると、アユ漁の解禁を前倒ししても、河川のアユ資源に支障はないことが示唆された。改正案について、石川県、新潟県および岐阜県と協議を実施し、漁業上の支障がないことを確認済みである。近年は夏ごろに豪雨災害が多く、増水や濁水により遊漁者が川に入れる日数が減っている。アユ資源に悪影響がない範囲で、アユ解禁を前倒しすることで、遊漁者が川に入れる日数が増えれば、漁協の遊漁料収入の増加が期待でき、本県の内水面漁業の振興も推進される。

この 3 つポイントについて、水産庁から異論は受けていないので、アユ解禁前倒しに関する調整規則の改正は実現出来るものと考えられるため、今般、委員の皆様にご意見を伺うものである。なお、本日の諮問により、異議がない旨の答申を頂けましたら、水産庁との事前協議を完了させ、農林水産大臣への認可申請の作業に進みたいと考えている。なお、今のところ、令和 7 年 4 月 1 日の公布・施行を一つのメドとしているが、今後の水産庁との協議によって交付・施行が後ろ倒しになる可能性もある。また、今後の協議によっては、水産庁から改正案の軽微な修正を求められる可能性もありうる。本改正案の公布及び施行の時期や、答申後の軽微な修正については、県事務局に一任いただきたく、よろしくお願いする。

- 田子委員から、本案件については、改正に向けた状況を事前に知らなかったもので、ここまで進捗していることについて正直驚いているが、論点となる 3 つのポイントのうち、なぜ改正がこのタイミングかという議論に関連して、遊漁者が川に入れない日は、具体的に把握することができたのか質問

があった。

- 中島主任から、神通川水系の熊野川をモデルケースとして検討したことが説明された。県水産研究所による安全な調査の実施可能水位が 1.6m であったことを基準に、その基準を上回った日数が、平成 22 年から平成 30 年では 4 日間であったのが、令和元年から令和 5 年までは平均で 25 日と増加しており、出漁可能日数が減少したと判断し、その分の漁場の有効活用を図ろうとの考え方である、との回答があった。
- 田子委員から、大変すばらしい考え方であり、改正に異存はない、との意見があった。
- 中井委員から、自分の漁協では暦年を区切りとして総会を実施してきており、2 月に総会を開催するが、この調整規則の改正内容を組合員へ伝えても良いか質問があった。
- 田子委員から、同様に、間もなく理事会が開催されるが、そこで内容を伝えることは可能か質問があった。
- 南條副主幹から、委員会の内容は議事録にまとめて公開されるので、その内容であれば組合で説明していただいて構わないと回答があった。
- 東委員から、境川が今回の調整規則の改正の対象から除外されているが、朝日内水面漁協では、2 つある漁業権河川で解禁時期が異なることにつながり、遊漁券の発行など混乱が生じないか質問があった。
- 中島主任から、朝日内水面漁協の漁業権河川は笹川と小川であり、境川は含まれないため、他の県内の河川と同様の禁止期間となり問題ないと考えていると回答があった。
- 田子委員から、4 月 1 日の改正を目指しているとのことであるが、漁業権河川において、今年の解禁を早めるためには、行使規則や遊漁規則の改正や遊漁券等の印刷の期間も必要であり、間に合わないのではないと思う、との意見があった。
- 東委員から、遊漁規則や行使規則上は 6 月 15 日以降の解禁となっており、これらの改正は総代会議決事項であり、今年の漁期には間に合わない、との意見があった。
- 中島主任から、4 月 1 日に改正となった場合、漁業権河川では漁期の前倒しは現実的に間に合わないことから、前倒しとなる非漁業権河川と解禁日に差ができることが想定される、との説明があった。
- 田子委員から、今後、各漁業権河川の解禁日については、組合長会議において検討するのか質問があった。
- 中島主任から、近年は、6 月 16 日午前 5 時の解禁で足並みを揃えていたが、各漁協の状況に応じてバラバラになる可能性があるのではないかと回答があった。

- 田子委員から、これまで発出していた委員会指示の取り扱いはどうなるのか質問があった。
- 中島主任から、この件については、特に令和7年について、漁協の方々の意見などを踏まえ、改めて委員会で協議する必要があるとの回答があった。
- 東委員から、遊漁者が何度も解禁を経験できるのはメリットがある、との意見があった。
- 田子委員と東委員から、様々な手続きやスケジュールを勘案すると、自分たちの管理する漁業権河川では、令和8年の漁期から解禁日を前倒しすることになるだろう、との意見があった。
- 中島委員から、令和8年9月から新たな漁業権免許が一斉更新されることから、令和8年漁期の解禁日を前倒しする場合は、それよりも早い時期に、遊漁規則等を改正してもらう必要があり、変更の作業が2回発生することになると説明があった。
- 角眞委員から、漁業権のない常願寺川や早月川では、今年の6月1日から解禁となるのか質問があった。
- 中島主任から、調整規則が改正され、委員会指示等がなければ、そうなるとの回答があった。
- 東委員より、内水面漁場管理委員会が作成している「釣り場のしおり」は、令和2年に調整規則が改訂されていた点も反映されておらず、今後、改訂する必要があるのではないか質問があった。
- 中島主任より、これまで10年に1回の一斉更新に合わせて改訂されてきており、今回もそうなればよいと思う、との回答があった。
- 竹野会長から、公布した後の施行について、この期間が2か月ほどとのことであるが、通常はこの程度の期間なのか、対応が間に合わないということであれば、短いのではないかと、との意見があった。公布を早めて期間を確保するか、施行を遅くして期間を確保するか、各漁協が対応できる期間を確保する必要があるのではないかと、また、令和8年に免許更新があるのであれば、そこに合わせて令和8年の4月からという方法もあると思うとの意見があった。
- 竹野会長から、解禁日が何度もあるというメリットもある一方で、県内で解禁日が様々であることを果たして周知できるかといった課題もあり、これまでも調整規則の改正はこのようなスケジュールで実施されてきたのか、また国もこの点について問題ないと考えているのか疑問がある、との意見があった。
- 中島主任より、今回の改正により、非漁業権河川では6月1日から、漁業権河川では、漁協の遊漁規則と行使規則を変更の上で、6月1日以降で、漁協が定めて公表する日時で解禁することになると水産庁に説明しているが、

特段の指摘は受けていない、との説明があった。

- 竹野会長より、非漁業権河川での解禁日が変更になることを、遊漁者に対して周知する期間として2か月あれば問題ないのか質問があった。
- 中島主任より、水産庁からは口頭で一般的には2か月程度の期間と聞いているが、今回の変更は規制の緩和であることから、遊漁者が変更を知らずに誤った時期に採捕を行い取締りに遭うといった不利益を被る可能性は低いと考えられ、このことも含めて、水産庁では2か月程度があれば可能との考えなのではないかと回答があった。
- 竹野会長より、漁業権河川で、誤って解禁日が早くなったと受け止めて、釣りをしてしまう人が出る心配はないか、との意見があった。
- 田子委員より、漁業者サイドとしては、出来る限り早期に調整規則を改正してほしいとの思いが強い、との意見があった。混乱が生じそうというのであれば、非漁業権河川に対しては委員会指示で採捕を制限して、令和7年度については従来どおりの規制となるように対応するのも一案ではないかと考える、との意見があった。
- 角眞委員より、岐阜県の場合には解禁日は5月中旬、長野県では6月1日、和歌山県では県内で早い所と遅い所があり、各漁協から解禁日が公表されるものであり、ひょっとしたら間違えて釣りをする人がいるかもしれないが、基本的にそういった人はあまりいない、との意見があった。
- 中井委員より、富山県で解禁日が統一されたのはいつからか質問があった。
- 中島主任より、解禁日を県下で16日午前5時に統一したのは、平成27年からであり、平成26年以前には、黒部川以外は16日以降の最初の土曜日を解禁としており、黒部川を除き週末に解禁となるよう設定していたと回答があった。
- 立野委員より、黒部川では排砂が実施されることから、黒部川だけでも解禁を早くしてほしいと思っていたぐらいなので、改正についてはぜひ進めて欲しい、との意見があった。
- 東委員より、県内水面漁連において、県内の漁協が6月の第一土曜日を解禁日とするか協議するのだろうが、基本的には、各漁協の考え方で定めれば良いと思う、との意見があった。

このほか、委員から質問や意見はなく、審議の結果、諮問に対し異議なしとして、事務局から示された資料2-1の案のとおり答申することが決定された。

(3) 次回の委員会の日程について

次回委員会を、令和7年2月17日(月)午前10時00分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年1月28日

議長

署名委員

署名委員
